

地域分散型ショップ事業に係る企画提案競技実施要項

地域分散型ショップ事業に係る企画提案競技の実施については、この実施要項に定めるとおりとする。

本事業の補助対象事業所を選定するための企画提案を下記のとおり募集する。

1 補助対象業務の内容

障害者就労継続支援B型事業所が運営しており、自施設製品等の他に近隣就労支援事業所の製品を取り扱う店舗等を、地域分散型ショップとして指定する。

県内最大で4事業所を指定し、運営にかかる補助金を交付する。

2 補助金について

令和6年度 1か所あたり150,000円
(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

令和7年度以降 1か所あたり300,000円
(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

補助金の詳細については、「販売促進事業補助金交付要綱」とおりとする。

3 参加資格

企画提案競技に参加できる者は、(1)から(9)までに掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 埼玉県内の障害者就労継続支援B型事業所であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (7) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (8) 本事業について、十分な事業遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること

- 及び埼玉県の指示に柔軟に対応できること。
(9) その他談合等の不正行為が一切ないこと。

4 スケジュール

令和6年12月3日(火)	質問の受付開始
令和6年12月6日(金)	質問の受付締切
令和6年12月10日(火)	質問への回答
令和6年12月13日(金)	企画提案競技参加希望書の提出期限
令和6年12月19日(木)	企画提案書等の提出期限
令和6年12月中	選定結果の通知

5 質問事項の受付

この実施要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期限

令和6年12月6日(金) 午後5時

(2) 受付方法

ア 提出書類

質問書(様式1)

イ 提出方法

(ア) 電子メールで提出すること。なお、送信後、電話で着信確認をすること。

(イ) 電話による質問には応じない。

ウ 提出先

埼玉県福祉部障害者支援課 施設支援担当宛

電子メールアドレス a3300-03@pref.saitama.lg.jp

電話 048-830-3556

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った法人名等を伏せた上で、埼玉県公式ホームページ(本実施要項を掲載したホームページ)で公開する。

ただし、内容によっては以下による方法で回答する場合がある。

ア 趣旨が同じ質問は、集約して回答する場合がある。

イ 参加資格に関すること、質問内容又は回答内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わることは、質問者に対してのみ回答する。

ウ 質問内容によっては回答しない場合がある。

(4) 回答日時

令和6年12月10日(火) 午後5時

6 企画提案競技参加希望書の提出

企画提案競技への参加を希望する場合は、あらかじめ企画提案競技参加希望書を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年12月13日（金）午後5時 必着

(2) 提出方法

ア 提出書類

地域分散型ショップ事業に係る企画提案競技参加希望書（様式2）

イ 提出方法

電子メールで提出すること。なお、送信後、電話で着信確認をすること。

ウ 提出先

埼玉県福祉部障害者支援課 施設支援担当宛

電子メールアドレス a3300-03@pref.saitama.lg.jp

電話 048-830-3556

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 事業計画書（様式3）

イ 法人等の概要が分かるもの（様式4）及び法人のパンフレット等

ウ 「4 参加資格」（1）から（9）のいずれにも該当する旨の誓約書（様式5）

(2) 企画提案書等の提出方法等

ア 提出方法

電子メールで提出すること。なお、送信後、電話で着信確認をすること。

イ 提出先

埼玉県福祉部障害者支援課 施設支援担当

a3300-03@pref.saitama.lg.jp

電話 048-830-3556

ウ 提出期限

令和6年12月19日（木）午後5時 必着

エ その他

(ア) 企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限る。

(イ) 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

(ウ) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。

ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りではない。

(エ) 企画提案書等の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

(3) 企画提案書の記載事項（企画提案の内容）

事業計画書の中で、次の項目について提案を行うこと。

ア 地域分散型ショップの運営について

- ・ 販売方法について
- ・ 商品の選定、入れ替えについて
- ・ 販売手数料の考え方について

- ・ 補助事業の遂行に関する計画（実施スケジュール等）
- イ その他（追加提案等）
上記の項目以外で、事業効果を高めるための追加提案等がある場合は提案すること。

8 選定結果の通知

企画提案書等を提出した者に対し、令和6年12月中に文書等で通知する。
なお、審査及び審査結果についての問合せには応じない。

9 補助金交付の相手方の決定方法

- (1) 補助対象となった事業所については、販売促進事業補助金交付申請書を提出の上、交付決定を行う。
- (2) 企画提案競技において、不正が行われた事実が明らかになったときは、県は企画提案競技の決定を取り消す。